

厚岸町条例第2号

厚岸町行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町行政手続条例の一部を改正する条例

厚岸町行政手続条例（平成8年厚岸町条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を「第4章 行政指導（第30条—第4章の2 処分等の求め（第34条の2）第4章の3）」に改める。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第4号及び第5号中「第8号」を「第9号」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に対し厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年厚岸町条例第1号）に基づいて当該公の施設の管理に関し監督上される処分（同条例の規定による指定を取り消す処分を除く。）については、次章及び第3章の規定は、適用しない。

第13条及び第14条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「二週間」を「2週間」に改める。

第19条第2項第4号中「第三号」を「前3号」に改める。

第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「二週間」を「2週間」に、「二回目」を「2回目」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とする。

第33条第2項中「前項」を「前2項」に、「記載して」を「記載した」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又

は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認められるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を

しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(町税条例の一部改正)

- 2 町税条例（昭和25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加え、同条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。